

(別紙 1)

1 社会福祉施設等施設整備費に係るもの

ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの

イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの

ウ 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの

エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの

オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの

カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの

キ 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助（以下「グループホーム」という。）や就労支援事業所等の整備を図るもの

ク 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日）1 の（10）に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの

ケ 平成 25 年 12 月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの

コ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島、半島等条件不利地域においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの

サ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの

シ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの

ス 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

セ 障害児入所施設に入所する 18 歳以上の者（過齢児）が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設へ転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

ソ アスベストの除去等の整備を図るもの

タ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの

2 次世代育成支援対策施設整備交付金に係るもの

(児童福祉施設等及び障害児施設等共通)

ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの

イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの

ウ 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い施設において給水設備の整備を行うもの

エ 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの

オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの

カ 国土強靱化地域計画に明記されている整備を行うもの

キ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの

ク アスベストの除去等の整備を図るもの

ケ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島、半島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの

コ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの

サ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用、CLTの活用等その積極的な活用を行うもの

(児童福祉施設等)

シ 児童福祉施設等においては、別に定める「評価基準算定要領」により算定したポイントの高いもの

(障害児施設等)

ス ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、障害児入所施設において多床室の個室化改修等を行うもの

セ 障害児施設等においては、「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について(留意事項)」(平成19年12月26日医政総発

第 1226001 号、雇児母発第 1226001 号、障障発第 1226001 号、保医発第 1226001 号) を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの

ソ 障害児施設等においては、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの

タ 障害児施設等においては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの